

病院機構だより

患者さんの責務(患者さんへのお願い)

- ▷患者さんには、良質な医療を実現するために、医師をはじめとする医療提供者に対し、自身の健康に関する情報を正確に提供する責務があります。
 - ▷全ての患者さんが適切な医療を受けられるようにするため、患者さんには他の患者さんの治療や病院職員の医療提供に支障を与えないよう配慮する責務があります。
 - ▷患者さんには、医療提供者の指導と協力を真摯に受け止め、自らの健康回復、維持、および増進に積極的に取り組む責務があります。
 - ▷患者さんは、法令、および当院の規則を遵守する責務があります。
- 禁酒・敷地内および周辺での禁煙
 - 職員への暴言・暴力・セクハラ・器物損壊の禁止
 - 医療費の支払い遵守
 - 療養上の規則の遵守
- ▷患者さんには、現在の医療では100%の安全は保証されないことを理解し、自らも可能な範囲で自らの安全確保に配慮する責務があります。
 - ▷上記責務に反するときは、強制退院・診療契約の解除や警察への通報も含めて、しかるべき対応をとらせていただきます。
 - ▷カメラ、ビデオ、携帯電話などによる写真、動画撮影、録音は原則、禁止とさせていただきます。

問い合わせ先 地方独立行政法人府中市病院
機構事務局 (☎45-3300)

8月27日(金)～9月2日(木)は

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

広島法務局および広島県人権擁護委員連合会では、いじめや児童虐待、インターネット上でのプライバシー侵害などの被害に遭っている子どもたちが発する信号をいち早くキャッチし、問題解決を支援するため、専用相談電話「子どもの人権110番」を常時開設しています。通常の相談時間は、土曜・日曜日、祝日を除く8時30分～17時15分です。全国一斉強化週間中は、時間を延長して相談を受け付けます。

医療行為は患者さんと医療者との信頼関係で成り立ちます

府中市民病院は、患者さんと医療者との信頼関係を守るため、「患者さんの権利」と「患者さんの責務」を再確認し、患者さんが医療に主体的に参加できるよう支援していきます。

「患者さんの責務」は、患者さんへのお願いとして病院内に掲示します。

これからも患者さんと医療者の信頼関係を、一緒に築いていきましょう。よろしく願いいたします。

4月から新たな常勤医師が勤務しています。
外科医 なかい 中井 はじめ 肇、わくとしひこ 和久利彦
内科医 たき 滝 たかひろ 貴大

患者さんの権利

- ▷患者さんは等しく、良質で必要な医療を受けることができます。
- ▷患者さんは医療の内容について説明を受け、納得と同意の上で適切な医療を受けることができます。
- ▷患者さんには治療方針を自由に選択できる権利があります。
- ▷患者さんの医療情報は、守秘されます。
- ▷患者さんは、必要に応じ診療の説明、診療記録などの開示を求めることができます。
- ▷研究途上にある治療をおすすめする場合は、十分な説明を行い同意を得た上で治療を行います。

子どもの人権110番

☎0120-007-110

相談時間 8月27日(金)～9月2日(木)

8時30分～19時

※土曜・日曜日は10時～17時。

問い合わせ先 広島法務局人権擁護部

(☎082-228-5792)